

令和3年度 第4回浜松市市民協働推進委員会

日 時：令和4年3月23日(水)午前9時30分～午前11時40分

場 所：浜松市役所 本館8階 第5委員会室

出席者：木村佐枝子委員長、須山嘉七郎副委員長、加藤小凜委員、鈴木春光委員、
成瀬記言委員、橋本成美委員、廣瀬稔也委員、古橋理委員、村木則予委員
(オブザーバー) 今中秀裕浜松市市民協働センター長

報道関係：1名

傍聴者：1名

事務局：奥家市民部長、藤田市民部次長、松下市民協働・地域政策課長補佐、
氏原主幹、鈴木康太主任、梶浦主任、高橋

会議次第

1 開会

2 議事

- (1) はままつ夢基金事業費補助金の審査について(資料1～3)
- (2) はままつ夢基金制度の見直しについて(資料4)
- (3) 市と多様な主体との共同に関する実績・評価について(資料5～8)
- (4) その他(参考1～3)

3 閉会

1 開会

事務局： ただ今から、令和3年度第4回浜松市市民協働推進委員会を開催する。
本日は、欠席委員はなく、9人の委員全員で会議を進める。
また、浜松市市民協働センターの今中センター長には、今回もオブザーバーとして出席いただいている。本日の終了時刻は、11時30分を予定している。

※配布資料の確認

事務局： それでは、ここからの議事進行は、木村委員長にお願いします。
木村委員長： 初めに、本会議の公開・非公開について確認する。事務局から何かあるか。
事務局： 本日の議事である「はままつ夢基金の審査」については、浜松市情報公開条例の第7条第5号に規定される「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当し、委員の皆様のご忌憚のない自由な意見の交換が制限されてしまうことを避けるため、審査の部分を非公開で行いたいと思うがいかがか。

—委員一同異議なし—

委員の皆さんから同意をいただいたので、本日の会議は一部非公開で行う。

—報道関係者1名、傍聴者1名入室—

(1) はままつ夢基金について

木村委員長： まず、傍聴人、報道関係者の方にお伝えする。
協議の結果、本日の会議を一部非公開とすることになった。傍聴人、報道関係者の方については、次第(1)の「はままつ夢基金事業費補助金の審査について」の途中で、一度退室していただくことになるのでご了承頂きたい。
それでは議事に移る。本日は、事業提案2件について審査する。
審査に入る前に、審査方法等について、事務局から説明を求める。

事務局： ※事前配布資料に基づき説明。

木村委員長： それでは、最初に「特定非営利活動法人浜松子どもとメディアリテラシー研究所」の事業提案について審査する。申請団体の関係者にお越しいただいているので、ご説明をお願いしたい。

—「浜松子どもとメディアリテラシー研究所」関係者1名入室—

※事業の概要について説明

[事業の目的]

視覚障害者の社会参加を推進するために、視覚障害者向けのスマホ教室を積極的に行っているNPO法人があるが、その講座の講師自身がネットリテラシーや課題など最新の情報を得ることは難しく、ネットトラブルやセキュリティ、消費者被害等の情報を受講者に伝えきれていないのが現状である。この事業の実施により、講師が最新の情報やトラブルの解決法を学び、スマホ講座を受講した視覚障害者が安全で安心にインターネットを利用し、

豊かな社会生活を送ることを期待する。

[事業内容]

- ①視覚障害者向けスマホ講座の講師を対象としたインターネットリテラシー講座
- ②ネット依存・ゲーム依存の現状や課題とその予防などを学ぶオンライン講座

[期待される効果]

視覚障害者に課題や対策を伝えることは非常に困難であるため、専門の講師は貴重な人材である。講師への講座を実施することで新たな情報を学び、さらに各々の強みを活かした新たなネットワークを構築し、必要な時に必要な情報を共有できる仕組みや各団体との連携を継続することは、浜松市の目指す「デジタル・スマートシティ構想」の一助になる。

木村委員長： 委員の皆様から何か質問はあるか。

須山副委員長： 視覚障害者にとってインターネットの利用は難しいが、利用しないと時代についていけないという状況になっている。すでに実施されているが、成果とこれからの課題があれば教えていただきたい。

申請者： 私たちが直接視覚障害者の方々に講座を開いているわけではない。専門的なスキルを持っている人にしかできないことだが、専門知識があってもインターネットの最新の情報や新しい話題にはついていけない、というのが現状である。その講座の講師をする人たちをサポートすることにより、視覚障害者の方々を支援することになると考えている。

課題としては、須山副委員長が仰ったように、インターネットを使わなくてはいけない状況の中で、どうやって使えない人を救っていくか、これは視覚障害者だけでなく高齢者も含めて、様々なサポートが必要になってきている。これが課題でもあり成果にも繋がっていくと考えている。浜松市の「デジタル・スマートシティ構想」から誰一人取り残さないよう協力できればと考えている。

廣瀬委員： 強みを持った団体同士が、それぞれ持っているスキルを持ち寄って事業を行っているとのことだが、今後はどのように展開していくことを考えているか。

申請者： 来年度から、講師の養成講座を大きく展開していく計画を立てている NPO 法人があり、その計画に参画してほしいというお話をいただいているので、連携して事業を展開していく。

木村委員長： それでは、事業提案の可否について審議するので、申請団体の皆様にはここでご退席をお願いしたい。審査結果については、後日事務局から書面でお伝える。

【申請団体関係者退室】

木村委員長： 続いて「特定非営利活動法人ラブ・ネイチャーズ」の事業提案について審査する。申請団体の関係者にお越しいただいているので、ご説明をお願いしたい。

—「ラブ・ネイチャーズ」関係者 1 名入室—

※事業の概要について説明

[事業の目的]

楽しみながら、自然の素晴らしさや厳しさ、大切さなどを伝える事業を行い、地域の自然環境の保全に寄与することを目的とする。

[事業内容]

自然とのふれあい体験講座の開催(ネイチャークラフト体験、自然観察会、食農体験等)

[期待される効果]

自然の中での五感を使った幼児期の体験や感動が、自然を大切に健康で豊かな人間性を育む。

木村委員長： 委員の皆様から何か質問はあるか。

廣瀬委員： 講座は何回くらい開いたのか。

申請者： 4月から1月までで30回ほどである。

村木委員： 参加者の募集はどのように行っているか。

申請者： メディアを通じて、また、チラシを公民館や学校に配架して募集している。

村木委員： それで参加者は目標の人数集まるか。

申請者： そうばかりではない。特に今年はコロナ禍ということもあり、目標人数まで到達しなかったことも結構あったが、少ないものでもほぼ半数以上は集まっている。定員をオーバーすることもあった。

村木委員： 定員をオーバーするものとしがないものがあるのは、企画の違いか。

申請者： そうだと思う。

村木委員： そうすると、これから企画をがんばって考えていく必要がある。

申請者： その通りだと思う。

須山副委員長： 30回も開催するとなると準備も大変だが、実際はもっと費用も時間もかかっているのではないか。

申請者： 実際は会員の使命感とボランティア精神に支えられて活動しており、人件費はほぼ無償でやっている。

木村委員長： それでは、事業提案の可否について審議するので、申請団体の皆様にはここでご退席をお願いしたい。審査結果については、後日事務局から書面でお伝えする。

【申請団体関係者退室】

木村委員長： それでは、事業提案2件の可否について審議に入るので、非公開により会議を進めていきたい。傍聴人、報道関係者の皆様はここで一度ご退席をお願いしたい。審議が終われば入室できるので、お声がけするまでお待ちいただきたい。

—傍聴人1名退席(報道関係者1名は先に退出済み)—

【非公開部分】

はままつ夢基金の審査は以上となる。傍聴人はこれより入室できる。

【審査結果】 特定非営利活動法人浜松子どもとメディアリテラシー研究所 採択
特定非営利活動法人ラブ・ネイチャーズ 採択

—傍聴人1名入室—

(2)はままつ夢基金制度の見直しについて

木村委員長： この件について、事務局の説明を求める。

事務局： ※資料4に基づき説明。

木村委員長： この報告に関して、意見や質問などはあるか。

廣瀬委員： とても必要な取り組みだと思う。寄附したくなるような活動をする団体がな
いから寄附が集まらないのか、寄附が集まらないから寄附したくなるような活
動をする団体が育たないのかという議論がずっとあるが、まずは寄附をしやす
くする仕組みが必要。現在、銀行振り込みか市役所の窓口でしか寄附を受け付
けられないとのことだが、市が目指すデジタル・スマートシティとのギャップ
が大きい。あまりに多額の費用が掛かるのでなければ、スマホで寄附ができる
ような、今の時代に合った簡単に寄附できる仕組みが必要ではないか。
情報発信も、ネットだけではなく新聞やテレビ等のマスメディアで「寄附をも
らってこのような活動ができた」ということを広めることも大事だと思う。ホ
ームページを見る人よりも『広報はままつ』を見る人の方が多いと思うので、
広報への掲載も重要だと思う。

また、寄附された側の声を届けることも、寄附をより身近に感じるという点
では大切だと思う。

事務局： 寄附の手段については、窓口やFAXでも申し込みを受け付けているが、い
ずれも振込用紙をこちらから送付して銀行振り込みでという形になる。キャッ
シュレスで寄附ができる仕組みも必要だと考えている。将来的にはそのような手
段も見据えて検討していく。

情報発信に関しては足りていないのが現状で、できるだけ多くの人目に留
まる必要があると感じている。税の優遇に関しても、もう少しわかりやす
く周知していくことが重要だと考えている。

成瀬委員： 他市はふるさと納税を活用しているが、浜松市は(夢基金の寄附の方法として)
ふるさと納税が使えないということか。

事務局： 他市は「この団体に寄附したい」という用途が選べるのだが、浜松市は用途
が選べないので一旦「一般財源」に入ってしまうという違いがある。

事務局： 「一般財源」「特定財源」というのは財政上の区分で、用途を限定したもの
が「特定財源」である。浜松市ではふるさと納税やクラウドファンディングで集ま
ったお金は「一般財源」に入ることになっている。今の制度だと夢基金の寄附は一般
財源に入ってしまう、予算を取らないと団体にお金が回らない、必ずその団体にお

金が満額届くという確証がないということになってしまう。

これについては、特定財源に持っていけるよう申し入れているのだが、ハードルが高く時間がかかる。その中で、できることから改善していこうということで今回2つの見直しを提案させていただいた次第である。

須山副委員長： 市の財布と夢基金という別の財布があるという考え方でよいか。

事務局： 市の財布という意味では同じであるが、一般財源と特定財源である夢基金の積立金は別であり、「基金」に集まったお金なので夢基金以外の他の用途に使われる心配はない。

須山副委員長： この委員会では企業の CSR 活動も審議するので、CSR 活動の要件の一項目に「夢基金への寄附」を入れてはどうか。CSR 活動は広まってきているので、そういった手段もありではないか。

事務局： 今のご意見はまさに我が意を得たりというところで、事務局でも同様の意見が出ていた。夢基金への寄附も立派な CSR 活動であり、まだ具体的な活動はできないが、寄附をすることでなら CSR 活動に参画できるという企業もたくさんあると思う。そのようなメニューを作ることでその部分の需要を喚起して基金としての金脈を増やしていきたいと考え、来年度にも組み込んでいこうとしていたところである。

今中センター長： 補助の上限額の見直しでどうしても気になるのだが「特定の団体に寄附したい」ということで夢基金に寄附して、それをそのまま交付すると、いわゆる「トンネル」だと見なされはしないか。

この委員会での審議が「第三者委員会」の審議だと認められるのか、国税庁に確認した方がよい。

事務局： 改めて名古屋の国税局に文書で確認し、文書での回答をいただくことにする。

村木委員： この補助金についての議論が、採択の審議が終わってからなされるのも順序がおかしく思う。お金を出すかどうかを第三者機関が審議するのであれば、活動前に審議するのが相応しい順番かと思うが、いかがか。

事務局： 一般的な補助金は「私たちはこういう活動をしたいので補助してください」と審査を受け、交付決定されてから活動するという流れが多いが、夢基金は特定の団体に対する寄附金を原資とした補助金であるため、寄附が入ったタイミングによっては(一般的な流れでは)市が年度内に補助金を支出することが難しくなってしまうので、既に取り組み済みの事業についても対象とするようにした、という経緯がある。

そのような仕組みを変える前に、まずは積極的に「自分たちはこのような活動をします」と申請してもらおうようにすることも一つの方法であると思う。

村木委員： 限りなくクラウドファンディングに近くなってくるように思う。そうすると、やはり事前に事業計画と予算を出して、というのが大前提になってくる。そこまでやれば、信頼性というものも出てくのではないか。

事務局： 今までは団体登録を申請し、寄附が入ったら事業提案をする、という2段階

の審査だったが、次回からはプロジェクトを登録してそこに寄附していく方法も検討していく。夢基金の制度は浜松市の中でも特異なものなので、これを活かしながら、クラウドファンディング的な要素も入れて、なるべく多くの事業ができるようにしていきたい。若干事後の審査は入ってくると思うが、あくまで事前のプロジェクトに対して、という形にしていきたい。

事務局： 村木委員の意見については、フェーズを分けて考えることができるかと思う。何に対していくら寄附するかという寄附者の意思を確定させるためには、まず団体側が「こういうものやっけていく、必要な金額はこれだけです」ときちんとして積算したうえで資料を提示して「いかがでしょうか」とやるのが大前提だと考えている。

ただ、市がどういう形で基金を運用するか、つまり補助金としてその団体に出していくかということについては、補助金の制度としては事後報告が一般的であるので「こういう事業をやりました、これだけかかりました」と報告を受け、事後的に交付するものも増えてくる可能性はある。

逆に、事前申請で交付すると、実施後に本当にそのとおりに行ったか確認する、検証の作業が必要になってくる。その面では事後申請の方が手間が一つ減る、ということはある。

寄附を募るといふ部分と、一旦市に基金が入ってからそれを団体に支出していく部分というのは、段階を分けて考えられると思っている。

廣瀬委員： 実際に団体に補助金が入るのはどの段階になるのか。自己資金で一旦支払ったうえで後から補助金が入るといふことか。

事務局： 多くの場合はそういう形になるかと思う。ただ、そうばかりではない。

事務局： 原則はそうだが、多くの団体は資金力がなくて困っているのだから、補助金の決定を受け、前金払いの申請をし、事業実施後に報告することで確定をする、というように、やり方はある。

廣瀬委員： 団体は資金がないから寄附を募っているのに、補助金の交付が支払いの後では、一旦立て替えなければならず、活動がスムーズにいかなくなる可能性がある。使いやすさも考えていただきたい。

成瀬委員： 事業計画を先に出して、委員会で審査して採択し、事業を実施した後に報告を受けて補助金を交付する、というやり方が一番良い。この方法だと委員会も事業者も大変やることが多くなり負担が重くなるし、それなら要らない、という事業者も出てくるかもしれないが、それを取り入れるのがよいのではないかと思う。

事務局： 市としての原則はそこにあるのだが、寄附金をいつ交付するのかということと、事業への効果の検証は別だと考えた方がよい。資金がないから寄附金が必要であるのに、支払い後に申請しなければならないという矛盾のないように、且つ効果の検証はしっかりしていきたい。この委員会での仕事が増えていくかもしれないが、なるべく使いやすいものにしていきたい。

廣瀬委員： 自分の寄附した団体がそれなりに頑張れば、寄附した人の満足度は高くなると思われるので、寄附者による評価も重要だと考えるが、それだけではなく寄附金を充てる事業の実施内容に対し第三者の判断が必要ということか。この委員会は第三者委員会という位置づけになるのか。

事務局： 寄附者に対し税制優遇を適用するには、使途先を第三者機関に審査してもらうことが条件なので、何らかの形で第三者に審査してもらわなくてはいけない。そうするとやはりこの委員会で審査するのが最適であろうと考えている。

村木委員： 先程の「寄附した人の満足度」という視点はすごくいいと思う。第三者委員会で審査する前に、寄附した人にヒアリング出来たらいいと思う。

事務局： 寄附した人の満足度もこの委員会の審議の要素として諮るように持っていきよう考える。

※ここで、事務局がはままつ夢基金の税額控除について説明

木村委員長： (税額控除について)もっと伝わるような広報の仕方が望まれるかと思う。それでは、次の議事に移る。

(3) 市と多様な主体との協働に関する実績・評価について

木村委員長： この件について、事務局の説明を求める。

事務局： ※資料5～8に基づき説明。

木村委員長： この件に関して、意見や質問などはあるか。

廣瀬委員： 大変な調査だが、市が実施している調査なので、市に対してあまり悪いことは書けないのではないかと思う。記名式ならなおさらである。

もう一つ、自分の団体でもそうだが、コロナ禍で思うように活動ができないので、どうしても活動に対して消極的になる傾向にある。

事務局： 一つ目のご意見に関しては、予め率直な意見を書いていただくように伝え、通常は、市の担当課を通して回答を回収しているが、(担当課の目に触れないよう)直接当課へメールで回答することもできるようにしている。

鈴木委員： 協働センターまつりの開催は区ごとに決めるが、南区だけは、通常より広い体育館で行うなどの工夫をして開催した。開催する方は大変だが、工夫をすれば実施できるという例として挙げさせていただく。

成瀬委員： 活動には各々の担当課があるが、それらの課は事業を実施するにあたり「市民協働」という意識をもってやっているのか。

また、市民協働・地域政策課や各々の担当課は、それらの団体とどのように関わっているのか。

もう一つ、各々の活動の形態が「共催」「協定」などいろいろあるが、形態によって広報の仕方が違ったりするのか。その違いを教えてください。

事務局： 最初のご質問に関しては、毎年当課では全庁的に「市民協働」についての研修を開催し、その重要性について啓発をしている。

活動している団体との関わりについては、何かあれば担当課に相談したり、当課や浜松市市民協働センターを紹介して、それに応える形で関わっている。

協働形態の違いについては、例えば共催は申請依頼が出て、基準を満たせば「共催」という形になる。共催・参画・協定など、各事業の実施に効果的な形態で実施されていると考えている。

(3)その他

木村委員長： 続いて、「その他」の議事に移る。事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 4点ほどお伝えしたいことがある。

まず、前回の委員会の中で審査していただいた浜松市市民協働センターの愛称は「はまこら」に決定した。これから市民に広く周知していきたいと考えているので、委員の皆様も積極的に「はまこら」という愛称を使っていただきたい。愛称は4月1日から使用するが、考案者の蒲小学校新4年生寺田梨紗さんをお招きし、除幕式を開催する予定である。

また、これも前回の委員会で審査いただいたCSR活動表彰の優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の受賞団体に対し、3月17日の「CSRシンポジウム」の中で表彰式を行い市長から表彰状を贈呈する予定であったが、コロナの感染状況悪化のためシンポジウムがオンラインでの開催となり、受賞団体は報道発表にて周知させていただいたことを報告させていただく。

3つ目は、小学生を対象とした「市民協働を楽しく学ぶ講座」について。この講座は市内の小学生を対象として、大学生が講師となり、市民協働とは何かをわかりやすく説明する出前講座である。今年度から新規事業として実施したものであるが、6つの小学校、20クラスから依頼があった。実施に当たり木村委員長と須山副委員長には監修を頂き、御礼を申し上げる。当初対面で行う予定であったが、ちょうど開催時期がコロナの感染拡大の時期であったためオンラインでの実施になったものの、参考資料のように、双六やクイズをつかって講座を行い、大変盛り上がったよい授業であった。来年度からはこれを通常の出前講座のメニューに入れて、子供たちに「市民協働」を伝えていきたいと考えている。

4つ目は、浜松市市民協働推進委員会の委員の改選についてである。現在の委員の皆様は7月20日までで、2期までが上限となっているため、木村委員長と廣瀬委員については任期満了となる。須山副委員長と村木委員は1期目が終了となるが、来年度もよろしくお願ひ申し上げます。団体による推薦の委員が4名いるが、各々の団体に推薦依頼を出すので是非引き続きお願ひしたい。

加藤委員については、今までは学生団体からの推薦であったが、この度大学を卒業されるということで、任期を終えることになる。公募については5月の広報はままつに掲載する。

次回は、委員の皆様の手配を調整しながら6月か7月の開催を予定している。

3 閉会

木村委員長： 以上をもって、令和3年度第4回浜松市市民協働推進委員会を閉会する。